

両筑土地改良区農用基幹水利施設の整備補修等に関する補助規程

◎目的

両筑土地改良区管内の水の効率的利用を図るため、基幹水利施設の新設、整備補修を行う場合に補助金を交付します。

◎補助対象基幹施設とは、

①井堰

水資源開発公団営両筑平野用水事業、県営かんがい排水事業により合口される計画であった井堰並びに水利計画に掲げてあるもの

②溜池

両筑平野用水事業の水利用に掲げてあり水利用促進が可能であるもの

③揚水機

既設及び新設の揚水機で日量1,000m³/日以上のもので又は受益地が3ha以上で理事会が認めたもの

◎補助対象基準及び補助金について

- ・両筑管内の基幹施設が補助対象となります。
- ・補助内容は、①. 事業費(地元負担)×25%又は②. 受益面積(10a)×維持管理費(過去3か年の平均額)のどちらか安い方を補助します。

◆例 工事費10万円 受益地5.0haの場合

①100,000円×25%=25,000円

②5.0ha×1,750円(H30年度の場合)=87,500円

①の方が安いので25,000円の補助額となります。

◎申請流れ (受付期間4月～9月末)

①. 申請時提出(工事発注前)

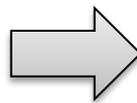
申請書

見積計画書

受益面積図 地番記載のもの

※ 事業費負担割合表

※ 補助決定通知書



②申請書承認及び工事発注後に提出

1. 工事着工時

☆着工届(日付)

2. 工事竣工時

☆竣工届

☆工事写真(着工前・状況写真・竣工後)

3. 工事金支払後

☆工事費領収書(写し)

☆振込口座

・縣市町から補助金がある場合は、※(事業費負担割合、補助額決定通知書)の提出をお願いします。

・12月に指定の口座に振込いたします。